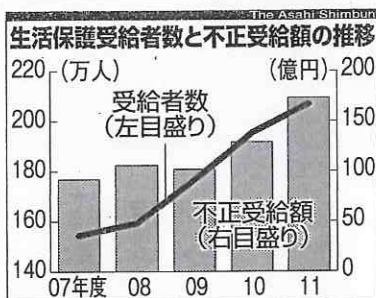


生活保護不正最多173億円

11年度 受給総額の0.5%

2011年度の生活保護の不正受給額が総額約173億円(約3万5千件)にのぼることが11日、厚生労働省のまとめで分かった。前年度に比べて約44億円、件数は約1万件増えており、いずれも過去最多だった。

11年度の生活保護費は総額で約3兆5千億円。不正受給が全体に占める割合は0.5%(前年度0.4%)。不正受給額の増加の理由について厚生労働省は、受



給者が増えて保護費そのものが増えたことに加え、自治体福祉事務所による収入調査が進んできた影響と分析している。

不正の内訳は、就労で得た収入の無申告が最も多く45%。年金の無申告が25%と続く。このほか、親族から得た仕送りを申告していなかったり、交通事故の示談金を申告していなかったりした事例があった。不正が見つかってきたきっかけで多かったのは、自治体による照会や調査で90%だった。

厚生労働省は、不正受給対策強化などを盛り込んだ生活保護法改正案を今国会に提出予定だ。資産や収入の状況に限定されている自治体の調査権限を就労の状況や生活保護費の支出状況にまで拡大。罰則強化や、不正受給が発覚した際の返還金の増額も検討している。

また、不正受給について自治体が警察への告発に踏み切った件数が60件にとどまっていることから、4月に告発の判断基準や具体例を示すことにしている。自民党内には、さらに不正受給対策を徹底すべきだとの声が強くなる。(有近隆史)